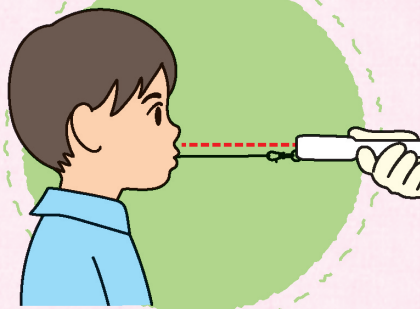


口腔機能訓練
患者説明用シート &
口腔機能発達不全症
チェックリスト付き



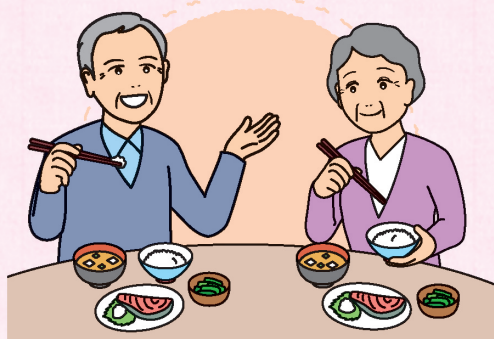
2

患者さんにしっかり説明できる

口腔機能“実践”読本

口腔機能低下症 & 口腔機能発達不全症

高齢者および小児の口腔機能を正しく理解し臨床に活かす



【監著】 鈴木宏樹 / 松村香織

【著】 安藤壮吾 / 相宮秀俊 / 押村憲昭 / 稲吉孝介 / 吉岡和彦 / 中尾 祐 / 馬場 聡 / 川西真裕美 / 吉村聡美

2026年保険改定対応

この冊子は、2026年度保険改定対応版として作成いたしました。

【該当ページ】

・ CHAPTER 1 歯科で口腔機能をみることの重要性 P25～P29

4

有床義歯咀嚼機能検査と口腔機能精密検査について

松村香織

有床義歯咀嚼機能検査について

口腔機能精密検査を始める際にはさまざまな検査機器を導入されると思います。本項では、検査機器を口腔機能精密検査以外に有床義歯咀嚼機能検査にも応用する方法についてお伝えします。

有床義歯の治療前の診断(補綴時診断)や治療前後の比較のために、咀嚼能力測定もしくは咬合圧測定を行うことが推奨されています。平成28年に下顎運動測定と咀嚼能力測定が保険収載され、その後咬合圧測定も適応となりました。

総義歯または9歯以上の局部義歯を装着する症例や、有床義歯を装着する左右第二大臼歯を含む臼歯が4歯以上欠損している症例に対して有床義歯を新製する場合には、有床義歯咀嚼機能検査が実施可能です(図18)。口腔機能低下症の検査に用いる機器と共通して有床義歯咀嚼機能検査に利用できるものが2種類あります。咀嚼機能低下の検査に用いるグルコセンサーと咬合力低下の検査に使うOramo-bf(オラモ)やデンタルプレスケールIIは、有床義歯

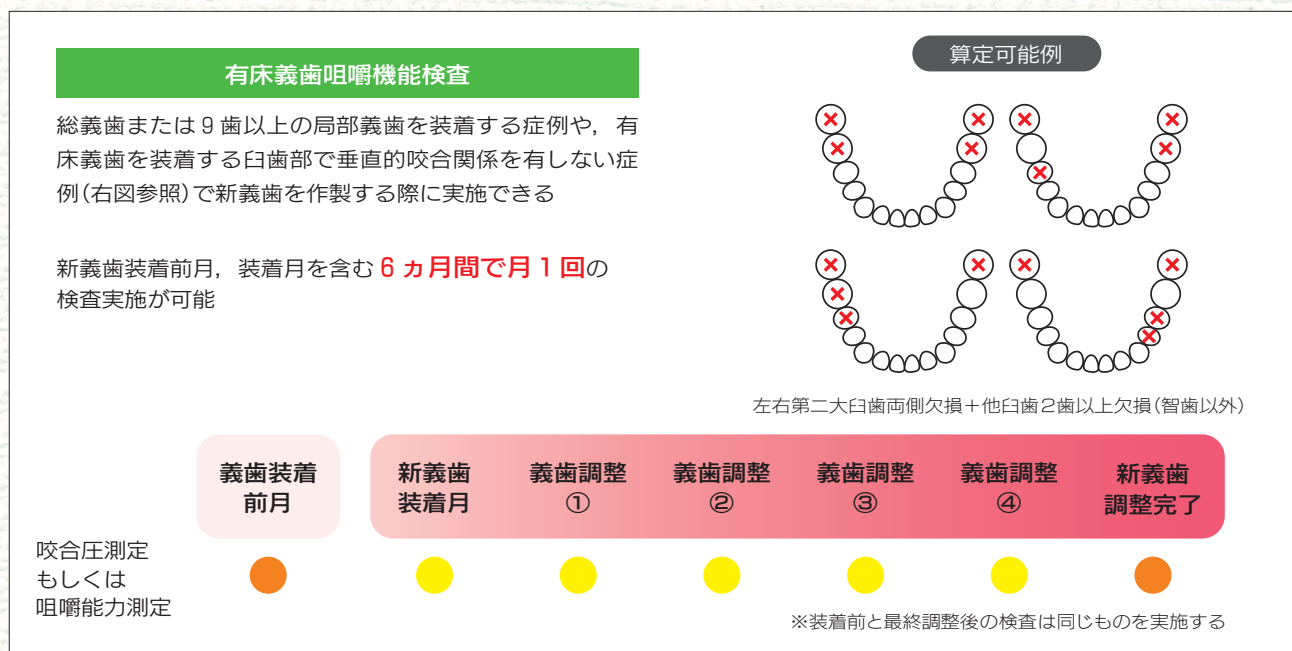


図18 有床義歯咀嚼機能検査の算定について。

有床義歯咀嚼機能検査 1 (1 回につき)

イ 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合 560点

ロ 咀嚼能力測定のみを行う場合 140点

有床義歯咀嚼機能検査 2 (1 回につき)

イ 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合 550点

ロ 咬合圧測定のみを行う場合 130点

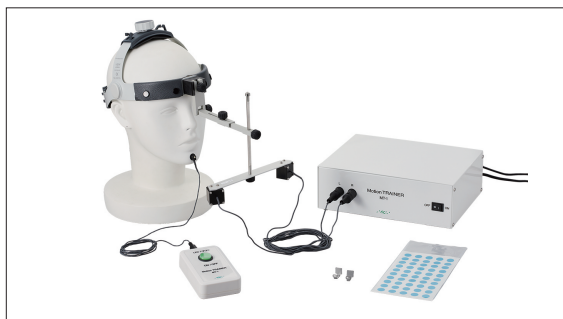
※有床義歯咀嚼機能検査 1 のイと 2 のイを保険算定する場合は事前に施設基準の届け出が必要です。



咀嚼能力測定：グルコセンサーGS-II (ジーシー)



咬合圧測定：Oramo-bf (オラモ)(住友理工, ヨシダ), デンタルプレスケール II (ジーシー)



下顎運動測定：モーショントレーナーMT-1 (歯科用下顎運動測定器)(ジーシー)

図19 有床義歯咀嚼機能検査の点数と使用する検査機器。

咀嚼機能検査における咀嚼能力測定、咬合圧測定として利用可能です(図19)。なお、口腔機能低下症の診断を目的として咀嚼能力測定、咬合圧測定を実施した場合、検査料の保険算定は3ヵ月ごとに可能となっています。3ヵ月以内に義歯を新製する場合は、その結果を有床義歯咀嚼機能検査の結果として見なすこともできますが、新たに検査を実施することも可能です(後述；図21)。

有床義歯咀嚼機能検査は義歯新製前に1回(装着

日より前に算定が必要)、その後は新義歯の装着月から起算して6ヵ月以内を限度として月1回の算定が可能です(図18)。なお、有床義歯咀嚼機能検査の咬合圧検査では、歯科用咬合力計を用いて、咬合力および咬合圧分布などを測定することが求められています。Oramo-bfを用いる場合は、ソフトウェア(bf-Pressure Map U)を用いて咬合圧分布をみるようにしましょう。

実際の症例で算定の流れをみてみましょう

循環器内科入院中に義歯不適合を主訴に受診された80代男性患者(図20)に対し、義歯の新製を行う方針となりました。初診時に義歯調整の後に口腔機能精密検査(7項目)を実施したところ、口腔衛生/舌圧/咀嚼機能/咬合力/舌口唇運動機能の5項目で該当したため、口腔機能低下症の診断となりました。同日より口腔機能管理を開始し、翌再診時には義歯の新製印象と有床義歯咀嚼機能検査を実施しています。

有床義歯咀嚼機能検査(前)は義歯装着前に1回に

限り算定します。義歯装着時には有床義歯咀嚼機能検査(後)を算定します。算定月から6ヵ月以内を限度として月1回の算定が可能です(図21)。筆者は咬合圧測定を行うことが多く、その際は義歯新製による経時的な咬合力の変化を確認し、患者へ結果を共有するようにしています。

本患者の咬合圧測定値の推移を図22に示します。このように、有床義歯咀嚼機能検査を定期的を実施することで、義歯新製後の口腔機能を経時的に評価することができます。

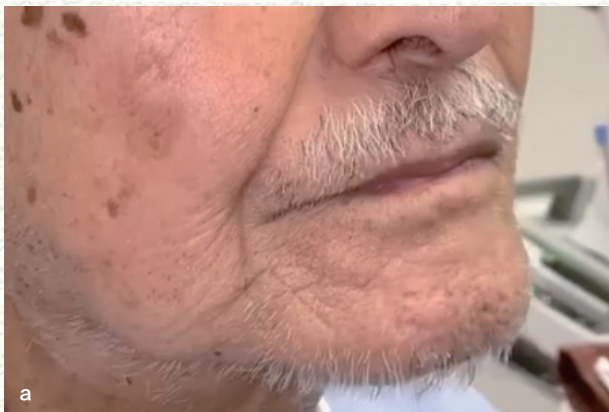


図20a~d 口腔機能低下症の80代男性に対し、上下顎に全部床義歯を装着した。下顎顎堤の左右差が大きい症例だったが、装着時には安定した咬合を付与することができた。

日付	歯式	診断	処置内容	点数
6月5日			初診 外感染1 外安全1	272+12+12
			S: 入れ歯が合わない	
			O: 上下顎に全部床義歯装着中	
			咬耗が著しく、粘膜面不適合	
			A: 義歯不適合	
			P: 義歯調整後に新製を行う	
	7+7	義歯不適合	歯リハ1 (有床義歯)	114
	+	口腔機能低下症	歯科疾患管理料	90
			舌圧検査(18kPa)	140
			咀嚼能力検査1 (58mg/dL)	140
			口腔細菌定量検査2 (Lv5)	65
			口腔粘膜湿度検査 (25.2)	130
			検査結果より口腔機能低下症に該当	
			口腔機能管理料1	90
			口腔機能実地指導料	46
			歯科衛生実地指導料	80
			歯リハ3	50
7月7日			再診 外感染1 外安全1	59+2+2
	+	口腔機能低下症	歯科疾患管理料	90
			口腔機能管理料1	90
			口腔機能実地指導料	46
			歯科衛生実地指導料	80
			歯リハ3	50
	7+7	義歯不適合	歯リハ1 (有床義歯)	114
		MT	補診	90×2
			連合印象	230×2
			有床義歯咀嚼機能検査2 (前)	130
			咬合圧測定 (50N)	

図21a 口腔機能精密検査と有床義歯咀嚼機能検査の算定例①。口腔機能低下症関連、有床義歯咀嚼機能検査については太字で示す。

初診時：口腔機能精密検査を実施
算定する検査：舌圧検査／咀嚼能力検査1／
 口腔細菌定量検査2／
 口腔粘膜湿度検査

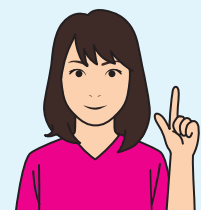
★口腔機能低下症に該当する場合
口腔機能管理料1 90点(口管強[口腔管理体制強化加算]では+50点)
口腔機能実地指導料 46点(要施設基準)
歯科口腔リハビリテーション料3 (歯リハ3) 50点

義歯新製時：有床義歯咀嚼機能検査を算定
実施する検査：咀嚼能力測定／咬合圧測定
 新製義歯の装着日より前に1回に限り算定します。

咀嚼能力測定／咬合圧測定は口腔機能を評価する検査ですが、検査後3ヵ月以内に義歯を新製した場合はその結果を有床義歯咀嚼機能検査(前)の結果として利用できます。新たに検査を実施してもOK！(このケースでは新たに検査を実施していません)。

One Point アドバイス!

口腔機能精密検査に加えて、有床義歯咀嚼機能検査を実施することで、義歯装着前後の咬合力や咀嚼機能の変化を経時的に確認することができます。検査機器の有効活用にもなりますので、ぜひ取り組んでみてください。



松村香織

日付		処置内容	点数
7月14日		再診 外感染 1 外安全 1	59+2+2
	7+7 7+7	MT	咬合採得
7月21日		再診 外感染 1 外安全 1	59+2+2
	7+7 7+7	MT	仮床試適
7月28日		再診 外感染 1 外安全 1	59+2+2
	7+7 7+7	MT	総義歯装着(レジン床)
		人工歯 前・臼歯 硬質レジン歯	10×6×2+9×8×2
		新製有床義歯管理料	140
		有床義歯咀嚼機能検査 2 (後)	130
		咬合圧検査(69N)	
		歯リハ1 (有床義歯)	114
	+	口腔機能低下症	歯リハ3
8月10日		再診 外感染 1 外安全 1	59+2+2
	+	口腔機能低下症	歯科疾患管理料
		口腔機能管理料 1	90
		口腔機能実地指導料	46
		歯科衛生実地指導料	80
		歯リハ3	50
	7+7	義歯不適合	歯リハ1 (有床義歯)
		有床義歯咀嚼機能検査 2 (後)	130
		咬合圧測定 (81N)	
9月12日		再診 外感染 1 外安全 1	59+12+12
		歯科疾患管理料	90
	+	口腔機能低下症	口腔機能管理料 1
		舌圧検査(22kPa)	140
		咀嚼能力検査(98mg/dL)	140
		口腔細菌定量検査 2 (Lv 4)	65
		口腔粘膜湿度検査(28.0)	130
		検査結果より口腔機能低下症に該当, 管理継続	
		口腔機能実地指導料	46
		歯科衛生実地指導料	80
		歯リハ3	50
	7+7	義歯不適合	歯リハ1 (有床義歯)
		有床義歯咀嚼機能検査 2 (後)	130
		咬合圧測定(150N)	

新義歯装着時：有床義歯咀嚼機能検査(後)を算定
実施する検査：咀嚼能力測定 / 咬合圧測定

新製義歯の装着月から起算して6ヵ月以内を限度として月1回の算定が可能です。装着前の検査と、最終調整後の検査は同じものを実施します。当院では有床義歯咀嚼機能検査は咬合圧測定で統一することが多いです。

口腔機能精密検査の実施間隔：当院では3ヵ月～1年の間で実施しています。

舌圧検査 / 咀嚼能力検査 1 もしくは咬合圧検査 1 / 口腔細菌定量検査 2 / 口腔粘膜湿度検査は3ヵ月に1回の算定が可能です。本症例では、有床義歯咀嚼機能検査として咬合圧測定のみを行う場合を算定し、口腔機能精密検査としては咀嚼能力検査 1 を算定しています。

図21b 口腔機能精密検査と有床義歯咀嚼機能検査の算定例②。口腔機能低下症関連、有床義歯咀嚼機能検査については太字で示す。

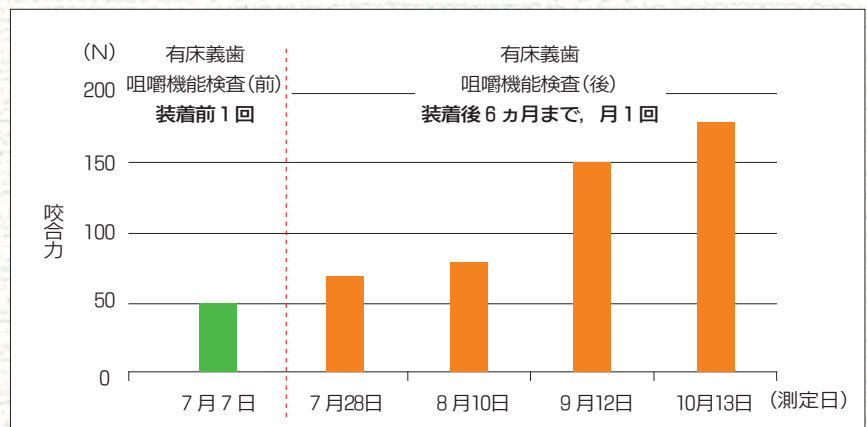


図22 有床義歯咀嚼機能検査結果の推移。